

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 26



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第51号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成 5 年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項第 8 号中「閲覧又は謄写の請求の処理」を「公表」に、「22②③」を「22②」に改め、同表の33の項第 3 号アからウまでの規定中「5,000万円」を「6,000万円」に改める。

別表第 6 広報課の表 3 の項を削る。

別表第 6 学事法制課の表 2 の項を次のように改める。

2 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関する事務 この項中私立学校法を「法」、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）を「政令」という。	(1) 私立学校等に対する教育に関する報告の徴収（法 6，152①）					○						
	(2) 私立学校審議会委員の定数の決定（法 9①）					○						
	(3) 私立学校審議会の会長又は委員の任命（法 9②，11②）				○							
	(4) 私立学校審議会の委員の解任及びそれに係る諮問（法 12）				○							
	(5) 私立学校審議会の議					○						

事の手続等 の運営細則 の承認（法 15）											
(6) 学校法人 等の行い得 る収益事業 の種類の決 定及びその 公告（法19 ②, 152⑥）					○						
(7) 学校法人 等の寄附行 為の認可及 びそれに係 る意見の聴 取（法24, 152⑥）				○							
(8) 学校法人 等の設立予 定者の死亡 による寄附 行為の補充 及びそれに 係る意見の 聴取（法25, 152⑥）				○							
(9) 理事等が 欠けた場合 の一時理事 等の選任 （法34②, 50②, 65②, 152⑥）					○						
(10) 学校法人 の不正の行 為等の報告 の受理（法 56②）					○						
(11) 評議員に よる評議員 会の招集の 許可（法72 ①, 152⑥）					○						
(12) 学校法人 等の寄附行 為の変更の 認可及びそ れに係る意 見の聴取					○						

(法108③ ④, 152⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪ [24])											
(13) 学校法人 等の寄附行 為の変更の 届出の受理 (法108⑤, 152⑥)					○						
(14) 学校法人 等の解散の 認可及びそ れに係る意 見の聴取 (法109③ ④, 152⑥)				○							
(15) 学校法人 等の解散の 届出の受理 (法109⑤, 152⑥)					○						
(16) 学校法人 が法第135 条第1項の 規定による 解散命令に より解散し たときの清 算人の選任 (法112②)					○						
(17) 学校法人 等の合併の 認可 (法 126③, 152 ⑥)				○							
(18) 学校法人 に対する措 置命令及び それに係る 意見の聴取 等 (法133 ①②③⑩⑪, 152⑥)				○							
(19) 学校法人 等に対する 収益事業の 停止命令及 びそれに係 る意見の聴				○							

取 等（法 134〔133 ③〕，152 ⑥）											
(20) 学校法人 等に対する 解散命令及 びそれに係 る意見の聴 取 等（法 135①②③， 152⑥）			○								
(21) 学校法人 からの報告 の徴収及び 立入検査の 実 施（法 136①，152 ⑥）				○							
(22) 学校法人 等の登記の 届出等の受 理（政令6）					○						
(23) 文部科学 大臣所轄の 学校法人で 知事を所轄 とする私立 学校等を設 置するもの が行う寄附 行為等の認 可申請書の 経由等（政 令7①Ⅰ②）					○						
(24) 知事所轄 の学校法人 等が文部科 学大臣所轄 の学校法人 となる場合 の寄附行為 変更の認可 申請書の経 由等（政令 7①ⅡⅢ②）					○						
(25) 合併の当 事者が知事 所轄の学校 法人等で合					○						

	併後文部科学大臣所轄の学校法人となる場合の合併の認可申請書の経由等（政令 7 ①Ⅳ②）											
	(26) 文部科学大臣所轄の学校法人が知事所轄の学校法人となる場合の寄附行為変更の認可に係る文部科学大臣との協議（政令 8 ⅠⅡ）					○						
	(27) 合併の当事者が文部科学大臣所轄の学校法人で合併後知事所轄の学校法人等となる場合の合併の認可に係る文部科学大臣との協議（政令 8 Ⅲ）					○						

別表第 6 市町村課の表 20 の項第 2 号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を、「30 の 15」の次に「， 30 の 44 の 6」を加え，同項第 3 号中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を，「30 の 33」の次に「， 30 の 44 の 13」を加える。

別表第 6 財政課の表 1 の項第 9 号中「総務大臣への報告及びその」を削る。

別表第 6 くらし共生協働課（消費者行政推進室を含む。）の表 17 の項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改め，同項第 2 号を削り，同項第 3 号中「金融広報に」を「金融経済教育活動に」に，「金融広報中央委員会」を「金融経済教育推進機構」に，「事業計画書及び精算書」を「助成申請書及び決算報告書」に改め，同号を同項第 2 号とする。

別表第 6 P R 観光課の表に次の 1 項を加える。

7 薩摩大使に関する事務	薩摩大使の任命				○							
--------------	---------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 自然保護課（奄美世界自然遺産室を含む。）の表 3 の項事務の種類の欄中「法」の次に「， 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）を「政令」」を加え，同項第 29 号中「32」の次に「， 政令附則②ⅠⅡ」を加え，同号備考の欄中「注」を「北薩地域振興局長及び大隅地域振興局長は，土石の採取に係るものに限る。」に改め，同項第 41 号中「33 ①②」の次に「， 政令附則②Ⅲ」を加え，同項第 42 号中「33 ④⑥」の次に「， 政令附則②Ⅲ」を加え，同項第 43 号

中「34①②」の次に「，政令附則②Ⅳ」を加え，同項第 44 号中「立入検査」を「立入検査等」に改め，「35①②」の次に「，政令附則②Ⅴ」を加え，同号備考の欄中「第 19 号及び第 31 号に掲げる事務のうち委任されたもの」を「土石の採取」に改め，同表 4 の項第 30 号中「，その行為」を「又はその行為」に改め，同表注を削る。

別表第 6 社会福祉課の表 5 の項第 28 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 6 生活衛生課の表 19 の項第 8 号中「6⑤」を「6②」に改め，同号を同項第 9 号とし，同項第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ，同項第 3 号中「3 の 3 ①③」を「3 の 4 ①③」に改め，同号を同項第 4 号とし，同項第 2 号中「3 の 2」を「3 の 3」に改め，同号を同項第 3 号とし，同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 事業譲渡の場合の 地位の承継の承認等 (法 3 の 2 [3 ④ ⑤])										○	保健所 長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------	--

別表第 6 薬務課の表 8 の項を次のように改める。

8 大麻草 の栽培の 規制に関 する法律 (昭和 23 年法律第 124 号。 以下この 項中「法」 という。)の 施行に関 する事務	(1) 第一種大 麻草採取栽 培者の免許 及び免許証 の交付 (法 5①, 7①)					○						
	(2) 第一種大 麻草採取栽 培者名簿の 登録 (法 6 ①)							○				
	(3) 第一種大 麻草採取栽 培者名簿の 登録事項の 変更届の受 理 (法 6③)							○				
	(4) 第一種大 麻草採取栽 培者の免許 証の再交付 (法 7③)						○					
	(5) 免許証の 返納の受理 等 (法 7④ ⑤, 12 の 7 ③)							○				
	(6) 第一種大 麻草採取栽 培者からの 報告の受理 (法 9)							○				
	(7) 大麻栽培 地外への持 ち出しの許					○						

	可（法11）										
	(8) 大麻廃棄 の届出の受 理及び職員 の立会命令 （法12）						○				
	(9) 第一種大 麻草採取栽 培者からの 滅失等の届 出の受理及 び大臣への 報告（法12 の 2）				○						
	(10) 第一種大 麻草採取栽 培者の免許 の取消し及 び大麻草の 栽培の中止 命令（法12 の 6 ①, 12 の 7 ①②）			○							
	(11) 第一種大 麻草採取栽 培者名簿の 登録の抹消 （法12の 6 ②）				○						
	(12) 大麻等の 譲渡の届出 の受理（法 12の 8 ③）						○				
	(13) 大麻草栽 培者等から の報告の徴 収並びに栽 培地等への 立入検査の 実施及び大 麻等の収去 （法22の 3 ①）				○						

別表第 6 高齢者生き生き推進課の表に次の 1 項を加える。

11 共生社 会の実現 を推進す るための 認知症基 本法（令	(1) 都道府県 認知症施策 推進計画の 策定（変更 を含む。）及 び公表（法		○								
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

和 5 年法 律第 65 号。 以下この 項中「法」 という。） の施行に 関する事 務	12①④) (2) 都道府県 計画に基づ いて実施す る施策の実 施状況の評 価及び公表 (法 12⑤)				○							
---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 商工政策課の表 5 の項第 2 号中「10①Ⅱ②Ⅲ③④⑤⑥」を「10①Ⅱ②Ⅲ③④」に改め、同項第 3 号から第 11 号までの規定中「10①Ⅳ②Ⅳ③④⑤⑥」を「10①Ⅳ②Ⅳ③④」に改め、同項第 12 号中「10①Ⅳ②Ⅵ③④⑤⑥」を「10①Ⅳ②Ⅵ③④」に改め、同項第 13 号中「10①Ⅳ③⑤」を「10①Ⅳ③」に改め、同項第 14 号及び第 15 号中「10①Ⅳ②Ⅴ③④⑤⑥」を「10①Ⅳ②Ⅴ③④」に改め、同項第 16 号中「10②Ⅰ④⑥」を「10②Ⅰ④」に改め、同項第 17 号中「10①Ⅴ②Ⅶ③④⑤⑥」を「10①Ⅴ②Ⅶ③④」に改め、同項第 18 号中「10②Ⅶ④⑥」を「10②Ⅶ④」に改める。

別表第 6 中小企業支援課の表 4 の項第 12 号及び第 13 号を削り、同項第 14 号中「担保提供」を「担保の提供等」に、「23①③④⑥」を「23①②③④⑥⑦⑨」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項中第 15 号から第 21 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 6 漁港漁場課の表 1 の項事務の種類欄中「政令」の次に「、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）」を加え、同項中第 59 号を第 64 号とし、第 24 号から第 58 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 23 号の次に次の 5 号を加える。

(24) 特定漁港施設の運営の事業認定及び公表（法 37 の 2 ②，省令 26）				○								
(25) 特定漁港施設の運営の事業認定の申請に係る公告等（法 37 の 2 ③，省令 25①）					○							
(26) 行政財産である特定漁港施設の貸付け（法 37 の 2 ④）				○								
(27) 特定漁港施設の運営の事業認定を受けた者に対する勧告（法 37 の 2 ⑦）					○							
(28) 特定漁港施設の運営の事業認定の取消し及び公表（法 37 の 2 ⑧，省令 28）				○								

別表第 6 農村振興課の表 15 の項事務の種類欄中「、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）」を「改正法」を削り、同項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 6 監理課技術管理室の表の次に次の 1 表を加える。

監理課盛土対策室

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分								所長名	備 考
			知 事	専 決 者						受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長			
宅地造成 及び特定盛 土等規制法 （昭和36年 法律第191 号）の施行 に関する事 務 この項中 宅地造成及 び特定盛土 等規制法を 「法」，宅 地造成及び 特定盛土等 規制法施行 規則（昭和 37年建設省 令第3号） を「省令」， 鹿児島県宅 地造成及び 特定盛土等 規制法施行 細則（令和 7年鹿児島 県規則第19 号）を「規 則」という。	(1) 宅地造成 等工事規制 区域及び特 定盛土等規 制区域（以 下この項中 「規制区域」 という。）の 指定等に必 要な基礎調 査の実施及 びその結果 の関係市町 村長への通 知等（法4）				○							
	(2) 基礎調査 に係る他人 の土地への 立入り及び それに係る 通知等（法 5）				○							
	(3) 土地の試 掘等の許可 及びそれに 係る意見申 述の機会の 供与並びに 障害物の伐 除等（法6）				○							
	(4) 土地への 立入り等に 伴う損失補 償の決定等 （法8）				○							
	(5) 規制区域 の指定及び それに係る 意見の聴取 等（法10① ②④，26①				○							

②④)											
(6) 宅地造成, 特定盛土等 又は土石の 堆積 (以下 こ の 項 中 「宅地造成 等」とい う。)に關す る工事の許 可 (法 12, 30)					○						
(7) 宅地造成 等に関する 工事の協議 についての 決定 (法 15, 34)					○						
(8) 宅地造成 等に関する 工事の変更 の 許 可 等 (法 16, 35)					○						
(9) 工事完了 の検査及び 検査済証の 交付 (法 17, 36)					○						
(10) 中間検査 の実施及び 合格証の交 付 (法 18, 37)					○						
(11) 宅地造成 等に関する 工事につい ての状況等 に関する定 期報告の受 理 (法 19, 38)					○						
(12) 宅地造成 等に関する 工事に係る 監 督 処 分 (法 20①② ③④, 39① ②③④)					○						
(13) 違法行為 等に対する				○							

代執行及び それに係る 公告（法20 ⑤, 39⑤）												
(14) 違法行為 等に対する 代執行に要 した費用の 徴収（法20 ⑥, 39⑥）				○								
(15) 宅地造成 等に関する 工事等の届 出 の 処 理 （法21, 40）					○							
(16) 規制区域 内の擁壁の 設置等の勧 告（法22②, 41②）					○							
(17) 規制区域 内の擁壁等 の改善命令 （法23, 42）					○							
(18) 宅地造成 等に関する 工事状況の 立入検査の 実施（法24, 43）					○							
(19) 工事状況 についての 報告の徴取 （法25, 44）					○							
(20) 特定盛土 等又は土石 の堆積に関 する工事の 届出の処理 （法27）					○							
(21) 特定盛土 等又は土石 の堆積に関 する工事計 画の変更の 届出の処理 （法28）					○							
(22) 法の規定 に適合して いることを					○							

証する書面の交付（省令88）											
(23) 試掘等許可証の交付（規則3②）						○					
(24) 宅地造成等に関する工事の着手の届出の処理（規則5，15）					○						
(25) 宅地造成等に関する工事の中止等の届出の処理（規則6，16）					○						
(26) 宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査及び一部検査済証の交付（規則11，21）					○						
(27) 宅地造成等に関する届出工事の変更の届出の処理（規則13，23）					○						
(28) 宅地造成等に関する届出工事の完了の届出の処理（規則14，24）					○						
(29) 盛土規制法調書の作成等（規則27①②③）					○						
(30) 盛土規制法調書の写しの交付等（規則27④）						○					

別表第 6 建築課の表 1 の項第 4 号中「6 ①Ⅳ」を「6 ①Ⅲ」に改め、同項第 7 号中「18④Ⅰ」を「18③Ⅰ」に改め、同項第 9 号中「並びに」を「及び」に改め、同項第 22 号中「18⑤」を「18④」に改め、同項第 28 号中「同意手続」の次に「並びに認定」を加え、同項第 34 号中「52

①Ⅶ」を「52①Ⅷ」に改め、同項第76号中「確認検査員」の次に「又は副確認検査員」を加え、「77の24③④」を「77の24④⑤」に改め、同項第120号及び第121号中「緩和の承認」を「適用除外に係る認定」に改め、同表13の項を次のように改める。

13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務のうち、法第15条第2項及び法第34条第2項の許可の特例に係る事務	(1) 中間検査の実施及び合格証の交付（法18, 37）					○						
	(2) 宅地造成等に関する工事についての状況等に関する定期報告の受理（法19, 38）					○						
	(3) 宅地造成等に関する工事に係る監督処分（法20①②③④, 39①②③④）					○						
	(4) 違法行為等に対する代執行及びそれに係る公告（法20⑤, 39⑤）					○						
	(5) 違法行為に対する代執行に要した費用の徴収（法20⑥, 39⑥）					○						
	(6) 規制区域内の擁壁等の改善命令（法23, 42）					○						
	(7) 宅地造成等に関する工事状況の立入検査の実施（法24, 43）					○						
	(8) 工事状況についての報告の徴取（法25, 44）					○						

別表第 6 建築課の表17の項第 1 号中「8」を「7」に改め、同項第 2 号中「12①②③④⑤」

を「11①②③④⑤」に改め、同項第 3 号中「13②③④⑤⑥」を「12②③④⑤⑥」に改め、同項第 4 号中「特定建築物に係る」を削り、「14①」を「13①」に改め、同項第 5 号中「特定建築物に係る」を削り、「14②」を「13②」に改め、同項第 6 号中「15①」を「14①」に、「8, 9」を「10, 11」に改め、同項第 7 号及び第 8 号を削り、同項第 9 号中「特定建築物に係る」を削り、「17①」を「15①」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 10 号から第 12 号までを削り、同項第 13 号中「35①, 36①」を「30①, 31①」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 14 号中「35③, 36②」を「30③, 31②」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 15 号中「37」を「32」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 16 号中「38」を「33」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 17 号中「39」を「34」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 18 号から第 20 号までを削り、同項第 21 号中「6 ②ⅣⅤ」を「4 ②ⅣⅤ」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 22 号中「11, 29」を「13, 28」に改め、同号を同項第 14 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 6 監理課技術管理室の表の次に 1 表を加える改正規定（別表第 6 監理課盛土対策室の表第 23 号から第 30 号までに係る部分に限る。）は、同年 5 月 1 日から施行する。